茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターについて

【位置付け】

茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターの設置及び管理運営に関する要綱（H25.10.1 施行）に規定

※地域包括支援センターの機能強化を目的とし、高齢福祉介護課内に設置。

【職員の配置】

管理責任者　１名
保健師　１名
社会福祉士　１名
主任介護支援専門員　１名
事務員　１名　　　　　　　　　計５名

【主な機能と業務内容】

機能１：委託型センターの全体調整、統括支援
機能２：人材育成（ケース対応への後方支援含む）
機能３：地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

機能１　委託型センターの全体調整、統括支援

・地域包括支援センター事業運営方針の提示と事業内容の確認（ヒアリング）
・管理責任者会議の開催（年３～４回）
・専門部会（主任ケアマネ部会、保健師部会、社会福祉士部会）の開催（毎月）

機能２　人材育成（ケース対応への後方支援含む）

・地域包括支援センター業務に関する研修システムの構築等（別添資料参照）

機能３　地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

・地域医療福祉連携懇談会の開催
・在宅医療推進事業の実施
・認知症対策初期支援チームモデル事業の実施（別添資料参照）
・地域ケア会議の開催支援